

日光例幣使の創設

1 はじめに

日光例幣使とは江戸時代、毎年朝廷から日光の東照宮へ派遣された勅使をいう。

元和2年（1616）徳川家康は、駿府（現・静岡市）で亡くなる。そして1年後、日光に創建された東照社に「東照大権現」として祀られた。その後正保2年（1645）、朝廷の宮号宣下により日光東照社は日光東照宮に格上げされ、さらに正保4年（1647）4月、日光例幣使が創設された。本報告では、

日光東照社に宮号宣下がされ、さらに日光例幣使が創設された理由について述べる

この課題については、多くの先行研究がある。例えば「宮号宣下は、家光の家康公景仰の一つの顕はれ」、「宮号宣下と例幣使の派遣は家光自身の権威を高めようとしたもの」、「宮号宣下は東照社のいっそうの荘厳化のため、日光例幣使の派遣は、宮号を得た東照宮の威信を高め、常に人々に見せつけるため」等々いろいろな説が出されていた。これらの研究を踏まえ、近年（2005～2008年）、野村玄 氏 と山澤学 氏 が新たな説を提唱している。

野村玄 氏は、「（寛永17年（1640）のポルトガル使節斬殺に対する報復の恐れなど）対外情勢の悪化を受け、異国降伏の願いを込め宮号宣下がなされ、同じ理由で日光例幣使が創設された（発表者要約）」としている。しかしこの時期ポルトガルの東アジアにおける軍勢力は小さく、日本の脅威となるものではなかった。さらに元和2年（1645）1月8日、大目付井上政重は江戸を訪れたオランダ商館長から、ポルトガルの東アジアにおける軍勢力は日本の脅威にはならない旨聞き取っている。したがってポルトガルの報復を恐れて東照社に宮号宣下がなされ、日光例幣使が創設されたとする野村玄 氏の説には疑問が残る。

山澤学 氏は、「宮号宣下は、日光東照社を「宗廟」、「皇祖神」として確立すると同時に、「東照社縁起」の叙述にある徳川將軍家の皇胤、そして新田源氏としての位置づけを現実化する作為のものとされたものであった。そして毎年行われる東照宮の例祭を、御神忌法会と同じく、かつ宮号に相応しい勅会（勅命によって行われる法会）とするため、日光例幣使を創設した。（発表者要約）」としている。この山澤学 氏の説について、諒とする点が多いが、疑問もある。例えば宮号宣下と日光例幣使創設の関係、さらにはなぜこの時期に日光例幣使の創設が行われたか等々については言及されていない。

以下報告は次の様に進める。まず背景となる「日光東照社の祭礼」については第2項で、家光が行った「寛永の大造替」と『東照社縁起』の作成については3項で述べる。さらに4項で「宮号宣下と日光例幣使創設の経緯」について述べ、そして最後の5項で、「宮号宣下と日光例幣使の創設の理由についての私見」を述べる。

2 日光東照社の祭礼

日光東照社で行われる主な祭礼として、例祭と御神忌法会がある。

例祭は4月に行われる御祭礼と、9月に行われる臨時祭がある。神輿渡御（現在の千人行列）が行われるなど盛大なものであったが、朝廷から勅使の派遣はなかった。

もう一つの祭礼である御神忌法会は、仏教の1回忌、3回忌、7回忌など回忌法会に相当する

もので、御祭礼と同じく4月に行われた。朝廷から勅使が派遣され、公家や門跡が参集する盛大な祭祀であった。3回忌を除き、33回忌までは将軍の社参があった。第1回忌と第3回忌は日光東照社および江戸城内の紅葉山東照社への正遷宮を兼ねていた(表1)。典型的な御神忌法会は第7回忌以降である。第7回忌以降、第33回忌までの御神忌法会について、朝廷から派遣された勅使・奉幣使等を表2に示す。御神忌法会がいかに盛大な祭祀であったかが想像できる。林羅山が記した「東照大権現二十五回御年忌記」によれば、祭礼の壮観さは昔の大嘗会や大斎会もこれに及ばないとしている。

3 「寛永の大造替」と『東照社縁起』の作成

江戸幕府は、「寛永の大造替」と『東照社縁起』の作成を行い、東照社を壮麗で由緒ある社とした。

ア 「寛永の大造替」

寛永11年(1634)7月、家光は上洛した。それは前年死去した秀忠に替わって幕府の権力を掌握したことを示すためであった。そして9月には日光社参を行っている。この時家光は「寛永の大造替」の意思を固めたとされ、同年11月17日に着工し、寛永13年(1636)4月竣工した。寛永13年竣工とした理由は、①元和3年(1617)東照社創建より20年が過ぎ、「大社20年造替の例」によって改造すべき時期にあたっていたこと、②寛永13年が第21回御神忌法会の年であったためである。

大造替の費用は全て幕府負担とした。その額は金56万8000両そして銀100貫目と米1000石で、米に換算すると、約68万石(68万4475石 金1両=銀64匁=米1石2斗替)であった。この時期の幕府直轄領からの年貢高は多めにみて約100万石と考えられ、毎年の年貢高の約70%もの費用を支出したことになる。寛永9年(1632)秀忠死去に伴い、家光は267万両(320万石余 金1両=1石2斗替)の遺金を得ている。造替の費用約68万石の多く、はこの遺金から支出されたと考えられる。とはいえ68万石は、遺金の約20%にあたり、その支出の実行は幕府にとって重大な決意を要したと思われる。

ただ先に述べたが、家光が寛永11年9月の日光社参を期に「大社20年造替の例」に基づく「寛永の大造替」の意思を固め、11月17日普請始め、寛永13年4月竣工とするのは疑問が残る。日光東照社の造替の意思を固めて2か月後に着工し、約17か月後の寛永13年4月竣工は、かけた費用から想像される工事規模を考えれば、あまりにも短期間である。旧説では、徳川実記にあるように寛永元年(1624)1月に幕府から色々な指示が出され、造替普請が始まったとしていた。「旧説」の方が妥当と思えるが、なお検討が必要である。

イ 『東照社縁起』の作成

『東照社縁起』は、漢文体で書かれた「真名縁起」3巻と、漢字仮名まじりの文体で書かれ、かつ狩野探幽の絵の入った「仮名縁起」5巻からなる。「真名縁起」上巻は寛永13年(1636)の第21回御神忌法会時に、「真名縁起」中・下巻と「仮名縁起」5巻は寛永17年の第25回御神忌法会時に、それぞれ日光東照社へ奉納されている。「真名縁起」・「仮名縁起」とともに、後水尾上皇の宸筆、公家・門跡衆の染筆によるものである。奉納後の『東照社縁起』は、一般への披露はなく、社参の将軍のみが拝観することができた。

酒井徳太郎は、「初期の奈良朝の縁起は、①寺格や社格の昇進を当局へ請願するために上申

した願書に添付する参考物件や証拠資料とする、あるいは②仏像や仏画同様の霊異を示すものにまつりあげ、宗教的権威の発揚を期すという二つの目的があった。」としている。『東照社縁起』は、朝廷に「社」から「宮」への昇格を求めるための証拠資料であり、かつ宗教的権威の発揚につながると期待された。特に上皇の宸筆、公家・門跡衆の染筆によるものであれば、証拠資料としての信頼度も上がり、宗教的権威もより発揚されたと考えられる。

4 宮号宣下と日光例幣使創設の経緯

「寛永の大造替」により日光東照社を豪華な社殿に作り替え、宗教的権威を高める『東照社縁起』を作成した後に、日光東照社に宮号宣下があり、日光例幣使の創設が行われた。その経緯を以下に示す。

ア 宮号宣下

14世紀、神社は「宮」と「社」に分けられていた。「宮」とされるのは、皇祖神を祀る伊勢神宮と石清水八幡宮だけで、そのほかは、たとえ「…宮」と称していても格下の「社」であった。そして「宮号」は天皇の宣下によって与えられた。

家光の御守袋七箇の中の一つに、次の様に記された切紙がおさめられていた。

(伊勢天照大神)
いせ 天 小大しん
(八幡大菩薩)
八幡大はざつ
(東照大権現)(総軍)(心)(体)
とう 小大こんけん将くん しんもたいも一つ也
(社)
三しゃ

この切り紙から、家光は伊勢神宮、石清水八幡宮そして日光東照社が同格になることを望んでいたことが想像できる。その家光が、日光東照社を格上げして日光東照宮とするため、朝廷に宮号宣下を申し入れた。切紙に記した家光の願いとも符合する行動であった。この申し入れは、恐らく正保2年（1645）4月に年頭の使いとして江戸に下った勅使今出川経季・飛鳥井雅宜に對しなされたものと思われる。これを受け朝廷は、正保2年（1645）11月3日付で日光東照社に宮号宣下を行う。そして今出川経季が勅使として江戸に下向し、11月9日、江戸城の白書院で宮号宣下の宣命・官符・位記を伝え、家光は直垂にて恭しくこれを拝受した。11月13日勅使の今出川経季が宣命、宣旨、位記を東照宮に納めるため日光へ向かい、17日には東照宮に詣でこれらを奉納した。

家光の申し入れに対し、どのような経緯をたどって宮号宣下に至ったのであろうか。高家今川直房に関する「覚」には次の様に記されている。

- ・正保2年、家光から酒井忠勝と今川直房に対し、武家伝奏菊亭経季と相談し、「武家宮号之旧例」を調査し報告する様指示があった。この家光の指示に対し、菊亭経季は「武家宮号之旧例」を調査し、家光に報告する。これを機に今川直房が上使として朝廷に遣わされ、即座に宮号の勅宣が有った。

それでは、菊亭経季はどのような「武家宮号之旧例」を言上したのであろうか。「東照社位記宣旨竝宣命官符目録」の記述が参考になる。これによれば、正保2年11月3日、東照社を東照宮に格上する官符と宣命が作られたことに添えて、伊勢神宮外宮の風宮は、元寇の時に異国降伏の御祈でその神威を発揮したとして、社から宮に格上げされたことが記されている。この記述から、野村玄氏は東照社に宮号が宣下されたのは、伊勢神宮外宮の風宮がいわゆる旧例であったとする。しかし山澤学氏は、伊勢神宮の別宮の風宮が旧例とすれば、日光東照宮は伊勢神宮の

別宮レベルとなり降格してしまうため、同意しがたいとしている。

ただ江戸幕府にとって「武家宮号之旧例」が伊勢神宮の別宮の風宮であったとしても、とにかく旧例があれば、それでよかったのであろう。たしかに山澤学氏が指摘するような不都合は存在していた。それ故幕府も朝廷も宮号の先例は明示しなかったのであろう。

イ 日光例幣使の創設

宮号宣下の宣命、宣旨、位記を日光東照宮に奉納した今出川経季はいったん江戸にもどり、11月27日江戸を立ち京都へ戻った。帰京にあたり記された家光の今出川経季への書状と「おほえ」がある。書状では、宮号宣下に対するお礼が述べられている。宮号宣下について、家光から仙洞（御水尾上皇）に申し上げたところ「するすると相とゝのひ」とあり、朝廷内であまり異論がなかったことを示唆している。そして「おほえ」（家光書状の「覚書」）で、「この度宮号を下されたのを機会に、毎年とは言わず3年に一度ほどでいいので、日光（東照宮）へ勅使を送ってほしい」旨、今出川経季から仙洞（御水尾上皇）へ申し上げるよう依頼している。仙洞（御水尾上皇）には「急に申し上げるのではなく、今年中でも来年中でも、ついで又はご機嫌のいい時」に申し上げるようにとしている。家光の慎重な姿勢がわかる。翌正保3年4月、東照宮としての最初の例祭には、持明院基定が奉幣使として派遣されている。家光からの「日光東照宮への定期的な勅使の派遣」要請について、この時期、朝廷はその対応について明確にしていなかった。同年6月に入り、別件で高家吉良義冬が京都に遣わされたが、その折後水尾上皇から「来年より毎年例幣使可被遣旨」の御口上があった。「日光東照宮への定期的な勅使の派遣」という幕府の要請を朝廷は無視できないと考えたのであろう。こうして、日光例幣使が創設された。併せて応仁の乱以来途絶えていた伊勢例幣使も再興された。

5 宮号宣下と日光例幣使の創設の理由についての私見

日光東照社に宮号宣下があり、日光例幣使が創設される前の出来事を表3に示す。日光例幣使創設の前に、何が行われていたかが確認できる。

2項で述べたように、日光東照社の主な祭礼は、4月と9月に行われる例祭と、仏教の回忌法会（1回忌、3回忌、7回忌・・・）に相当する御神忌法会の二つであった。例祭は神輿渡御など盛大な祭礼ではあったが、天皇の使いである勅使の派遣はなかった。朝廷から勅使、公家や門跡が派遣されるのは、御神忌法会だけであった。勅使、公家や門跡が参加する御神忌法会は、徳川幕府の威信を示す場であった。しかしこの御神忌法会には問題があった。表1に示すように、第1回忌から33回忌までは、3～4年に一度催行されるが、33回忌の次は50回忌、さらにその後は100回忌、150回忌と催行される機会が激減する。これでは、幕府の威信を示す機会が殆どなくなってしまう。

かつて朝廷から伊勢神宮へ毎年勅使が派遣されていた。これを伊勢例幣使というが、応仁の乱（1467～1477年）以降途絶えていた。これを踏まえ、幕府は定期的に日光東照社に勅使を派遣させるにはどうしたらいいのか、考えを巡らせたと思われる。その結果、まず日光東照社を宮号宣下により日光東照宮に格上げして、伊勢神宮と同格にする。その上で、定期的な勅使の派遣を申し出ることとした。

第一段階の宮号を得るにはどうしたらいいのか。「宮」と号するに足る社殿を持ち、由緒正しい寺社縁起を備えることが必要であった。それ故、「寛永の大造替」で、毎年の幕府年貢収入の約70%もの費用をかけ、豪華な廟を作り、さらに上皇や公家の筆による由緒正しい『東照社縁起』を作った。その上で、家光は後水尾上皇に宮号宣下を求めた。その結果、比較的容易に「宮

号宣下」が行われ、日光東照社は日光東照宮に格上げされた。

日光東照社が日光東照宮になった直後、さらに家光は後水尾上皇に、宮号を下されたのを機会に日光例幣使の創設を求めた。そして約7か月後、後水尾上皇は家光の求め通り日光例幣使を創設した。後水尾上皇には当然ためらいはあったと思われるが、家光の申し出を受け入れざるを得なかった。

幕府と朝廷の関係について、「朝廷は公武融和原則に立って存立する幕藩制国家の「金冠」的な権威部分として近世の公儀権力の最上部に定置された一つの機構だったといえる」とする考えがある。これを踏まえれば、日光例幣使の創設は、朝廷が「金冠」的な権威部分として幕府体制に組み込まれたことを示唆する象徴的な出来事であったと言える。

以上をまとめると以下ようになる。

- ア 日光例幣使は、慶安元年（1648）の第33回御神忌法会以後も、日常定期的に日光東照宮の例祭に、天皇の使者である勅使を迎えるために創設された。
- イ 日光例幣使を創設するためには、家康が亡くなった1年後に創建された日光東照社を格上げし日光東照宮とすることが必要であった。それ故、宮号にふさわしい社殿を作り（「寛永の大造替」）、天皇や公家・門跡の筆による由緒正しい「東照社縁起」を作った。
- ウ 「寛永の大造替」を行い、さらに「東照社縁起」を作成した後、家光の求めにより「宮号宣下」がなされ日光東照社は日光東照宮となった。さらに宮号を下されたのを機会に、家光の求めに応じて、後水尾上皇は日光例幣使を創設した。
- エ 日光例幣使の創設は、朝廷が幕府体制内に組み込まれたことを示唆する象徴的な出来事であった。

最後に、「寛永の大造替」および「東照社縁起」の作成から宮号宣下、日光例幣使の創設に至る一連の“事業”は、その費用や規模を考えると、秀忠が創案し家光が実行したものと考えるのが妥当であろう。（家康を尊崇する家光が、秀忠死後江戸幕府の実権を握ったのを機に果敢に決断実行したとするのは現実的ではない。）

7 終わりに

寛永9年（1632）1月24日、秀忠は病を得て死亡する。遺言は「御葬礼御法会俟約を宗とし、霊碑一の外何も新に製する事あるべからず」であった。自らの死後家光が取り組む「寛永の大造替」、「東照社縁起」の編纂、そして「宮号宣下」、「日光例幣使の創設」には多大な出費が予想された。それ故自らの葬儀法会を行うにあたっては質素儉約を宗とせよとの遺言を残したのであろう。

秀忠の死から19年後、慶安4年（1651）4月20日に亡くなった家光は「・・・（死後は）朝夕（家康の）御側近く侍らわせたまひて、つかえ奉らせたまはん」と遺言し、死後も家康の近くで仕えたいとした。これに従う形で家光の廟所は日光東照宮の近くに置かれた。

二人の遺言から、幕府権力そして権威の確立を企図した二代将軍秀忠と、それをなし遂げたと自負する三代将軍家光の姿が浮かび上がる。

表1 御神忌法会

回忌	年	日光社参	備 考
第1回忌	元和 3年(1617)	秀忠	・日光東照社正遷宮
第3回忌	元和 4年(1618)		・江戸城紅葉山東照社正遷宮
第7回忌	元和 8年(1622)	秀忠	
第13回忌	寛永 5年(1628)	家光	
第17回忌	寛永 9年(1632)	家光	
第21回	寛永13年(1636)	家光	
第25回忌	寛永17年(1640)	家光	
第27回忌	寛永19年(1642)	家光	
*参考：正保2年(1645)の宮号宣下で東照社から東照宮に格上される。			
第33回忌	慶安元年(1648)	家光	
第50回忌	寛文5年(1665)		

注 第100回忌：正徳 5年(1715) 第150回忌：明和2年(1765)
 第200回忌：文化12年(1815) 第250回忌：慶応元年(1865)

表2 御神忌法会（第7回～第33回忌）奉幣使等

回忌	年	奉幣使等
第7回忌	元和8年（1622）	・奉幣使 西洞院宰相時慶
第13回忌	寛永5年（1628）	・宣命使 柳原宰相業光
第17回忌	寛永9年（1632）	・勅使 三條西大納言実條
		・宣命使 北畠宰相中将親顯
		・奉幣使 高倉宰相永慶
		・中宮使 中院中納言通村
		・女院使 岩倉木工頭具堯
		・勅使 三條西前内大臣実條
		日野大納言資勝
		・奉幣使 高倉宰相永慶
		・宣命使 滋野井宰相季吉
		・院使 中御門大納言宣衡
		・贈經使 姉小路頭中将公景
		・院贈經使 岩倉中将具起
		・国母院贈經使 橋本少将実村
第21回忌	寛永13年（1636）	・勅使 日野大納言
		・奉幣使 姉小路宰相中将
		・宣命使 堀川宰相中将
		・院使 烏丸大納言
		・国母御方使 御鏡二面持参広橋大納言
第25回忌	寛永17年（1740）	・奉幣使 清閑寺宰相左大弁共綱
		・宣命使 五条宰相菅原為適
		・贈經使 飛鳥井三位雅章
		・院使 岩倉中将具起
		・国母御使者 梅園中将実清
第27回忌	寛永19年（1642）	・勅使 今出川大納言經季
		飛鳥井前大納言雅宣
		・院使 阿野前大納言実顕
		・日光臨時之奉幣使 花山院大納言定好
		・仙洞日光贈經使 園前中納言基音
		・女院日光贈經使 堀川参議康胤
第33回忌	慶安元年（1648）	・例幣使 平松宰相時庸
		・臨時奉幣使 竹屋前宰相光長
		・仙洞贈經使 三條西前宰相実教
		・新院贈經使 橋本前宰相実村
		・女院贈經使 山本三位勝忠
		（参考）仙洞後水尾院宸筆の御製奉獻小川坊城大納言

表3 宮号宣下・日光例幣使創設 関 連 年 表

元和	2年(1616)	徳川家康 死去
元和	3年(1617)	日光東照社 創建
寛永	元年(1624)	(寛永の大造替 始?)
寛永	9年(1632)	秀忠死去(家光実権掌握)
	11年(1634)	<u>寛永の大造替 始</u>
	13年(1636)	<u>同上 完成</u>
		第21回御神忌法会
		<u>『東照社縁起』『真名縁起』上巻奉納</u>
	14年(1637)	(島原の乱 ~1638)
	17年(1640)	第25回御神忌法会
		<u>『東照社縁起』『真名縁起』中・下巻と</u>
		<u>「仮名縁起」5巻 奉納</u>
		(幕府 ポルトガル使節61名斬殺)
	19年(1642)	第27回御神忌法会
正保	2年(1645)	11月 <u>宮号宣下</u>
	3年(1646)	4月 東照宮例祭に奉幣使派遣
		6月 御水尾上皇より、来年から毎年例幣 使を派遣する旨の口上あり。
	4年(1647)	<u>日光例幣使創設 (派遣開始)</u>
慶安	元年(1648)	第33回御神忌法会
	4年(1651)	(家光死去)
寛文	5年(1665)	第50回御神忌法会

(主な参考文献)

日光東照宮社務所編『徳川家光公伝』 1961年

山本博文「将軍権威の強化と身分制秩序」『新しい近世史① 国家と秩序』新人物往来社
1996年

藤井譲治『集英社版日本の歴史⑫ 江戸開城』 集英社 1992年

野村 玄『天下人の神格化と天皇』 思文閣出版 2015年

山澤 学『日光東照社の成立 近世日光山の「荘厳」と祭祀・組織』 思文閣出版 2009年

曾根原 理 校註『続神道大系 神社編 東照宮』 精興社 2004年

『日光市史 中巻』 1979年

『日光市史 資料編 中巻』 1986年

大野瑞男『江戸幕府財政史論』 吉川弘文館 2006年

『国史大辞典 第2巻』 吉川弘文館 “江戸幕府—財政—”の項

桜井徳太郎『日本思想体系20 寺社縁起』岩波書店 1975年

深谷克己『近世の国家・社会と天皇』 校倉書房 1991年

日光街道ルネッサンス21推進委員会『栃木の日光街道—荘厳なる聖地への道』下野新聞社
2003年